

慶岸寺阿弥陀如来坐像にみる快慶一派の地方造像について

和 澄 浩 介

一、はじめに

滋賀県内には快慶の在銘作品が二例現存し、また快慶風の非常に強い像も複数存在し、鎌倉時代において快慶が近江の地に足跡を残していることが認められる。

本稿で取り上げる滋賀県東近江市宮井町に所在する慶岸寺の本尊阿弥陀三尊像の中尊阿弥陀如来坐像（以下本像と呼称する、口絵1〜5）も、『蒲生町史』によって快慶作品との類似が指摘され、鎌倉時代前半の秀作であるとの評価がなされた像である^{〔註1〕}。これまで『蒲生町史』以外は論及されたものもなく等閑に付されていたものの、近年の調査^{〔註2〕}により極めて快慶風の強い鎌倉時代初期の像であり、新たに銘文の痕跡も確認されたことから、ここに若干の考察を行い、近江における快慶の活動の一環を探る一助としたい。

二、慶岸寺阿弥陀如来坐像の概要

本像の概要は次のとおり。

・形状

肉髻相、肉髻珠、螺髪、白毫相、三道相をあらわす。螺髪は先端の尖った粒状で、髪際中央でわずかに下がり、三十二粒を数える。地髪部は六段、肉髻部は五段とする。耳朵は環状貫通とする。

衲衣を右肩に少しかける偏袒右肩に着け、左腕から垂れた衲衣の端部が地付きでたわむ。

左手は足の上に置き掌を上にして第一、二指を捻じる。右手は屈臂し胸の高さで掌を前に向けて第一、二指を捻じる。右足を外にして結跏趺坐する。両足先とも半ばまで衣で覆う。

像高は四四・二cm、髪際高は三九・一cmで一尺三寸を計る^{〔註3〕}。

・品質構造

用材はヒノキと思われる針葉樹。割矧ぎ造りで漆箔、彫眼とする。

頭体幹部は縦一材（木心は左後方に外すか）から彫出する。左体側を割つたのち、頭体幹部を両耳中央を通る線で割り、内削りのうえ、三道下で割首とする。左前膊上面、手先に別材を矧ぐ。右腕は肩、肘、手首で矧ぐ。右腰脇に三角材を矧ぐ。膝前に横一材を矧ぎ、内削りを施す。肉髻珠は木製か。白毫は水晶を嵌入する。

表面は肉身、着衣とも漆箔。螺髪は群青彩。瞳を墨で描き、唇に朱を施す。像底の一部に布貼の痕跡がある。像内体幹部に墨、脚部に漆様の塗料を塗る。

・保存状態

裳先亡失。右腰脇の三角材、肉髻珠、表面漆箔の一部、像内の墨および漆様の塗料、台座、光背、以上後補。像内内削り面の大部分は後世に削り直されておき、墨等は削り直しの上から塗られている。

・銘記(図1)
背面材内部地付付近

𑖀 𑖀 𑖀

背面材内部右端

□ □ □ □ □ 仏
阿力弥力陀力

すべて墨書で、内削りの削り直しが及ばない部分に残存する。𑖀(キリーク)はすべて上半分程が削り取られる。銘記は一筆とみられ、造像当初のものと考えられる。

𑖀が横並びに三字記される部分は、上部が残らないためその意味するところは正確には不明だが、各行の末尾に𑖀が三字位置することから、陀羅尼や真言等意味のある文言ではなく、上部にも続けて阿弥陀如来の種子𑖀を列記していたと推測される。つまり、少なくとも背面材については内部を𑖀で埋める

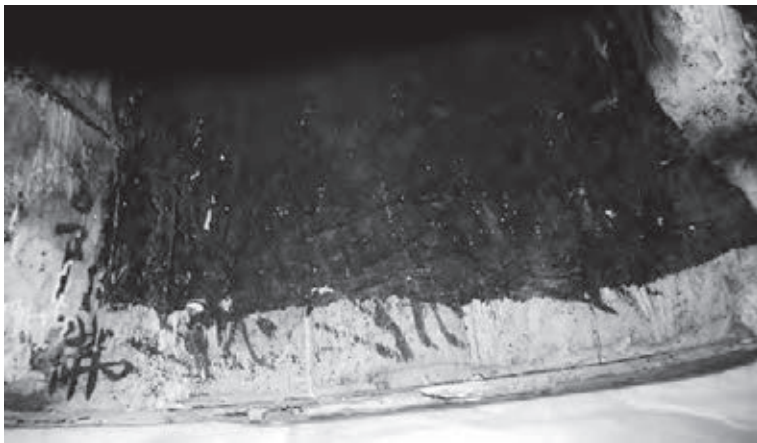


図1 像内背面地付付近(赤外線写真)

ような措置がとられていた可能性が高い。

また、背面材内部右端の銘は、明確に判読できるものは末尾の「仏」のみであるが、その上二文字はともに偏が判読でき「弥(方偏)」「陀」であるとみられる。この流れから、さらにその上二文字はほとんど判読できないものの「阿」でほぼ間違いないであろう。

・伝来

慶岸寺は寺伝により慶長元年(一五九六)開創と伝える浄土宗寺院で、『近江輿地志略』には本尊を源信作とする伝承を載せる。

両脇侍像は、それぞれの台座銘文から元禄十五年(一七〇二)、梵誉正伝の代に念仏講によつて寄進されたことがわかる^(註1)。本像の後補部、光背、台座もこれと同時期の制作と見られるが、銘文等はなくこれ以前の来歴に関しては不明である。なお、本像は平成二年(一九九〇)に旧蒲生町指定文化財に指定され、現在は東近江市指定文化財となっている。

三、本像の特徴と作者、造立年代について

本像は、吊り上がった目やきつく引き結んだ口、充実した体軀表現等が一見して快慶一派の作品と共通する。本章では、様式、構造の特徴を抽出して他の快慶関係作品と比較し、作者や造立年代を考察する。

本像は体軀が分厚く、側面観では背中中央が隆起し、長い前膊部と相まって非常に深い奥行きを感じさせる。背中の隆起は、盛り上がる位置



図2 頭部正面

や量が快慶無位時代の作である大阪府・八葉蓮華寺阿弥陀如来立像(図3)やメトロポリタン美術館地藏菩薩立像に近い。無位時代の像は、背中の隆起を表現するためか背面材の後方に一枚薄い材を矧ぎ足すことが知られており、本像は目視では背板は確認できないものの隆起が比較的大きいため、背面に材を矧ぎ足している可能性もある。本像と共通点の多い八葉蓮華寺像にも背面の材が確認されている。深い奥行きその他にも、胸や腹の盛り上がりも大きく迫力がある。

面部においては、吊り上がる目やよく張った頬、強く引き結んだ口が特徴的で、厳しく理知的な表情は無位時代の作に集中的に見られるものである。球体を思わせる強く張った頬がつくる頭部全体の輪郭は八葉蓮華寺像、目の切れ上がり方ややや小ぶりの鼻と口は広島県・耕三寺宝冠阿弥陀如来坐像(建仁元年・一二〇一)に通じる。耳の形は、太い耳輪が強く巻き込み、その中に上脚、下脚を大きく配する点は快慶作品全般に当てはまる。上脚が斜め上方を向くが、この特徴は快慶作品の中ではもつとも典型的な形とされる^(註5)。また、耳珠と対耳珠の間隔が狭い点は京都府・遣迎院阿弥陀如来立像(建久五年・一一九四頃)や同・如意



図3 八葉蓮華寺 阿弥陀如来立像

寺地藏菩薩坐像に、上脚、下脚の立体感が強い点は八葉蓮華寺像に近い。耳全体に線が太く、立体感が豊かで力強い表現は、快慶無位時代の作と共通する。

後頭部の螺髪（わかげ）の配列は、地髪部において逆V字状となる。後頭部螺髪を逆V字状に配する形式は、慶派作品に一般的に見られるが、快慶においては逆V字の頂点が肉髻（にくけ）に至るものが多い。また、時代が上がる作例程粒が整然と並び整った配列となり、十二世紀に遡る例は特にその傾向が強い。時代が下るにつれて、粒の連続が正確を欠き、一部が浮き上がって見えたり、頂点の形が不鮮明になるものが現れる。これは工房制作の事情も勘案する必要があるが、例えば遣迎院像と法眼時代の京都府・大行寺阿弥陀如来立像、奈良県・西方院阿弥陀如来立像などを比較すると、正確性においてその差は明瞭である。本像の螺髪は、粒がやや大振りを中心にわずかに像の正中から右に振っているが、並びそのものは非常に整然と配されており、この点も無位時代の像との共通性が見いだせる。ただし、逆V字頂点が肉髻まで至らない点は、他の快慶作品ではあまり見いだせない。このことに関しては、粒が大きいことも含めて、法量が小さいことに由来する可能性が考えられる。

衣文は全体に深く力強く、特に右脚部のは屈曲が強く、松葉状衣文も交えるため非常に躍動的である。松葉状衣文は、快慶作品では滋賀県・石山寺大日如来坐像(建久五年・一一九四頃、図4)、無銘ながら快慶作の可能性が高いフリーア美術館菩薩坐像の同様の位置に確認できる。

一方これらの特徴は、快慶在銘遺品に照らすと一二〇〇年あたりを境に徐々に薄れていく傾向にあるとみられる。これ以降は量感表現や動勢よりも、整理された美しさを追求することに意を払うようになる。本像を正治二年(一二〇〇)頃の和歌山県・金剛峯寺孔雀明王坐像と比較すると、頭部では頬がより丸く強く張り、顎から首にかけての肉付きも太



図4 石山寺 大日如来坐像

く大きい。また、わずかに顔をうつむけることにより視線が下がり、より厳しく、やや沈鬱な表情をあらわしている。これに対して金剛峯寺像は胸を張って正面を見据える姿で、本像よりも明快な印象を与える。頭部の奥行きは本像の方が大きく、加えてやや背を丸めうつむくことから、胸前に大きな空間ができ、金剛峯寺像よりも懐が深い。金剛峯寺像は多臂像であることから体部に厚みがあるが、それを差し引けば体奥の深さは本像の方が勝っているように見受けられる。また、両像とも脚部に松葉状衣文があるが、本像のものが体の中心に近い位置で明確にあらわされるのに対して、金剛峯寺像のものは地付近くに控えめにあらわされている。衣文全体を通して、本像の方が太く深く刻まれている。このような差異は、本像の方が金剛峯寺像より先行することを物語っていると

考えられる。

このように、本像は快慶無位時代の作との共通点が指摘できるが、立体感に富む若々しい体軀、厳しい表情、太く動きのある衣文等は繊細さが表出する以前、一一九〇年代の作との類似が著しい。特に面貌表現は八葉蓮華寺像に共通点が多く、さらに金剛峯寺像よりも遡るとみられることから、本像の造立は一一九〇年代の後半と推定できる。このような快慶作との共通点に加え、全体のバランスや出来栄も非常に優れており、本像は快慶もしくは快慶工房の作であることは疑いないものと思われる。無銘で快慶風の作例は数多く存在するが、その多くは法眼時代以降の作風を襲っており、無位時代の作風を示す例はこれに比べて非常に少ない。特に十二世紀にまで遡らせ得る像となると、京都府・知恩寺阿弥陀如来立像、同・清水寺千手観音坐像、フリーア美術館像等数例が挙げられるのみであり、本像はこれらの像と同等に位置付けられる重要な作といえる。

次に、本像に見られる特徴的なポイントを確認する。まず、快慶もしくは無銘ながら快慶風の極めて強い像において、本像のような阿弥陀如来の坐像は非常に少ない。宝冠阿弥陀である耕三寺像と京都府・悲田院像、説法印を結ぶ無銘の京都府・正法寺像を例外とすると、快慶初期の作と目される京都府・松尾寺像以外は管見に及ばない。また、彫眼である点も特殊である。快慶は現存最古の作であるボストン美術館弥勒菩薩立像(文治五年・一一八九)以来、巨像である兵庫県・浄土寺阿弥陀三尊像(建久六年・一一九五頃)、三重県・新大仏寺阿弥陀如来像(建仁二年・一一二〇二頃)、奈良県・安部文殊院文殊菩薩像(建仁三年・一一二〇三)等は別として、尊格を問わずほとんどの像で玉眼を用いている。例外的に耕三寺像、耕三寺像の脇侍であったと考えられる静岡県・伊豆山浜生協会菩薩坐像、東大寺僧形八幡神坐像(建仁元年・一一二〇一)、同公慶堂地藏菩薩立像、京都府・随心院金剛薩埵坐像が彫眼である。また、像高

が小さい点も挙げられる。快慶作例中に本像を当てはめてみると、その像高は脇侍像を除けば最小となる。鎌倉時代以降に三尺の如来立像の大きさの基本となった三種類の規格^(註6)に照らせば、本像の法量は髪際高で周三尺を計るタイプの坐像と近い値となる。構造面では、左側側を割矧ぐ仕様は無位時代の如来立像から確認されているが、多くは両肩から先に別材を矧いでいる^(註7)。無位時代において本像と同様側材を割矧ぐ例は、奈良県・安養寺阿弥陀如来立像、メトロポリタン美術館像が挙げられる。坐像においては松尾寺像が左側側別材、京都府・醍醐寺弥勒菩薩坐像(建久三年・一一九二)、耕三寺像、東大寺僧形八幡神像が両側別材であるが、いずれも法量、服制が本像とは異なり、一概に比較はできない。

四、銘文について

先述のとおり、本像は内部を墨書の種子で埋めていたと考えられるが、似た例として滋賀県・西願寺阿弥陀如来坐像(文治四年・一一八八)、奈良国立博物館阿弥陀如来坐像、滋賀県・国分聖徳太子会聖徳太子立像(元亨元年・一一三二)、京都府・光明寺地藏菩薩坐像が知られている。種子で像内を埋め尽くす行為の意味については、多数の造仏を行ったことと同義と見なす、像に聖性を付与するもしくは聖性を強化するといった点が山下立氏、桑野梓氏によって指摘されている^(註8)。本像にもそのような意図があったと考えられるが、本像は像の大きさに対して文字が大きく、行間が広い。仮に背面部以外に記されていたとしても、その総数はさほど多くはならないだろう。前記の例は小さな文字でまさに像内を埋め尽くすように記されるが、この点で本像はやや特異といえる。桑野氏はこのような事例について、像内を種子で埋め尽くすだけでなく、その膨大な数が重要であったと述べたが^(註9)、本像

には特段そのような意識は感じられない。なお、本像は頭部には内剝りの削り直しが行われておらず当初の状態を保っているが、墨書はない。桑野氏は西願寺像について、体部のみを種子で埋め、頭部には及ばないことに対して何らかの納入品の存在を指摘したが^(註10)、現状本像には納入品の痕跡は認められない。

また先述のとおり、背面部内部右端の銘は「阿弥陀仏」と読める。その上は二文字程度が続くことから「南無」である可能性が高いように思われるが、「巧」の旁と「匠」の偏(しんにょう)とも読める(図5)。「巧匠」(アン)阿弥陀仏」とする見方が自然であろうが、匠と阿の間隔が狭いため^(註11)の文字が入るかは微妙である。一方「南無阿弥陀仏」である場合は重源の阿弥陀仏号である可能性があるが、本像に重源との関係はうかがえない。快慶作品で像内に南無阿弥陀仏の銘があり、これが重源の阿弥陀仏号と判断がつきやすい例として石山寺像、金剛峯寺孔



図5 像内背面右端(赤外線写真)

雀明王像がある。両像とも重源とは直接かわからないようにも思われるが、前者は眉間の下、後者は快慶銘と対をなす耳孔の周辺という重要な位置に記されている。また前者は松島健氏、後者は赤川一博氏の指摘通り重源との関係も想定される^(註17)。現状では快慶作品に記される南無阿彌陀仏の銘は重源の号である可能性が高いようであるが、本像の銘は既知の快慶作の銘とは趣旨が異なるようであり、これを南無阿彌陀仏と読むとすれば一般的な阿彌陀名号とすることもできる。なお、年代と銘文の体裁は異なるが、三重県・遍照寺観音、勢至菩薩立像(建長四年・一二五二 院春ら作)、滋賀県・常善寺阿彌陀如来坐像(康元元年・一二五六 頃)は、銘文中に阿彌陀名号と考えられる南無阿彌陀仏の文字が見受けられる^(註18)。

いずれにせよ、快慶もしくは快慶風の像において、像内に阿彌陀種子を書き連ねるものは現在確認されておらず、本像は貴重な例といえる。

五、慶岸寺周辺の歴史的環境について

本像は比較的小型で移動も容易なことから、他地域からの移安像である可能性もある。ただ、後述するように現在の地に当初から伝わった蓋然性も指摘できる。ここでは、慶岸寺周辺の歴史的環境について概観し、本像が当地域に伝わった理由や造立の主体について考察を行う。

慶岸寺が所在する宮井町は滋賀県東近江市の西端、竜王町に近い地域であり、日野町、湖南市、甲賀市との境をなす丘陵に囲まれた平野部に位置する。旧郡としては蒲生郡に属する。日野町から東近江市、竜王町、近江八幡市を流れる日野川の西岸に接する三十戸程の小さい集落で、町域の多くが田畑となる。町内北方に民家が集中し、慶岸寺もこの中に所在する。南方には七世紀後半の堂塔跡や瓦、塑像片が出土した宮井廃寺が所在する。宮井廃寺は有力氏族の氏寺としての性格を有し、遺物

の年代から十世紀には廃絶していたと考えられるため^(註19)、本像との係わりはない。

宮井廃寺が廃絶した後の十一世紀以降、当地域をめぐって注目すべき事案が発生する^(註20)。寛治七年(一〇九三)に宮井近辺に存在した春日社領市子荘^(註21)に近江守高階為家が偽って官使を雇い、私使を派遣して荘家を損壊し、神人を禁獄したと春日社から朝廷に訴えがあった。この訴えは興福寺衆徒数千人が七大寺の僧を率いて入洛する強訴におよび、結果為家は近江守を解任のうえ土佐配流、子息の為遠は阿波守を解任されている^(註22)。このことから、市子荘は春日社領であり、それに対する国司の横暴、介入に強訴という強い手段をもって対抗していることがわかる。下つて、久安六年(一一五〇)の「権中納言書状」では、かつて春日社領であった市子荘の年貢の扱いについて、領家である権中納言より指示が出されている^(註23)。この権中納言は、久安四年(一一四八)に当該官位に叙任された花山院忠雅(一一二四―一一九三)であると考えられている^(註24)。このことから、十二世紀には市子荘は花山院家領であったことがわかる。

また、市子荘の南隣で日野川西岸も含む麻生荘^(註25)について、保安三年(一一二二)に平宗保なる人物から嫡男宗継に公文職の讓状が出されている^(註26)。麻生荘の公文職についてはその後、仁平三年(一一五三)に宗継から宗家へ、文治二年(一一八六)に宗家から家貞に、建暦二年(一一二二)に家貞から僧覚尊に讓渡する讓状が知られ、これらの讓状からは代々平氏を名乗る一族により公文職が継承されていることがわかる^(註27)。しかし、これらからは麻生荘の領家は判明しない。次に、現在の下麻生町に所在する山部神社に伝来する麻生荘にかかわる文書中に、市子荘を本荘とし、麻生荘と近隣の綺田荘^(註28)を合わせて三荘の領家が一体であるとの記載がある^(註29)。宛先の龜若は、甲賀郡から発して南北朝時代には蒲生郡の郡奉行となった儀峨氏の惣領儀峨頼秀の幼名である。儀峨頼秀が幼名を用いた時期は弘安六年(一一二八

(三)から正安元年(一二九九)であり、本文書が記された時期もこの頃と考えられている^(註24)。これらのことから、市子荘は十一世紀は春日社領であったが、その後十二世紀中頃には花山院家領であり、十三世紀末には麻生荘、綺田荘が含まれていたことがわかる。

また、市子荘の範囲について、前出の散位成宣奉書には「市子本庄殿原井」の文言が見える。これは宮井西隣の現外原町に所在した用水施設のことと考えられる。さらに、外原から約3kmほど西方、竜王町岡屋に所在する勝手神社の記録によると、年代や詳細は不明ながら岡屋郷が市子荘内であり領家が花山院家であるとされる^(註25)。

これらのことをまとめると、まず慶岸寺が所在する宮井近隣に存在した市子荘は、十一世紀には春日社領であったが、十二世紀には花山院家領となっている。さらに、鎌倉時代後期には市子荘を本荘とし、麻生荘、綺田荘とともに領家を同じくしていたとの事実から、これら三荘の領家は花山院家であることが判明する。またこれら三荘の範囲は、現在残る地名から見ると麻生荘の一部を除いて大部分が日野川東岸であり、現在の宮井町の対岸となる。しかし、宮井西隣の外原、さらに西方の竜王町岡屋も市子荘であることから、市子荘は現在市子の地名が残る地域や市子荘七カ村の内とされた上南、合戸から日野川を越え、西側に及んでいたと推定される。そして、現在の市子諸地域と市子荘内であった外原の間には、慶岸寺が所在する宮井が含まれており、常識的に考えると宮井は市子荘内であり、花山院家領であった可能性が高いと思われる。加えて市子荘のみならず、麻生荘や綺田荘等宮井周辺には花山院家領が広がっていた。

本像が造立された時期の当地の状況をこのように整理したうえで、当時の花山院家について確認していく。

六、十二世紀末の花山院家と本像の造像主体について

花山院家は、藤原道長の曾孫家忠が父師実から邸宅花山院を伝領したことに始まる精華家である^(註26)。三代忠雅(一一二四～一一九三)が太政大臣に任官されるなど、精華家の中でも特に重要な地位を占める家格であった。

忠雅は後白河院政を支える公卿として「当世国老只一人」と評されたが、幼い頃に父を亡くしており、自身の周辺に家格の維持や昇任の後ろ盾となるような人物はいなかった。そこで、子女と有力者を婚姻関係によって結ぶことで中央政界での地歩を固めていったとされる。栄達著しい平清盛の娘を嫡男兼雅(一一四八～一二〇〇)の妻とする一方、後には清盛と激しく対立する後白河院と密接に結びついた摂政松殿基房に娘忠子を嫁がせている。これにより、治承三年の政変で清盛が基房を政界から追放したあおりを受けながらも、当時権中納言であった兼雅は兼官である春宮大夫を解かれるのみの軽微な処分にとどまり、前太政大臣忠雅は咎め無しであった。平氏政権が倒れた後も院別当として後白河院との強いつながりを維持し、激動の時代にあっても一門の地位安定に成功している。

婚姻関係によって地位の安定を図った花山院家において、本稿に関係の深いと思われる血縁関係が兼雅の嫡男忠経(一一七三～一二二九)にうかがえる。忠経には二人の妻がいるが、一人は一条能保の娘保子、もう一人が葉室宗行の娘である。一条能保は、源頼朝の同母妹(もしくは姉)坊門姫を妻とし、頼朝から絶大な信頼を得た公卿である。その娘で忠経の妻保子は、尊成親王(後鳥羽天皇)の乳母となった。また、もう一人の妻の父葉室宗行は、東大寺復興に際してともに造東大寺長官を務めた行隆、宗頼を父、養父にもつ。一条能保も大仏光背再興に関して幕府から送られた物資を受納し、幕府と東大寺の仲立ちの役割を果たすなど、南都復興とはかかわりが深い。快慶は、忠経の妻を乳母とする後鳥

羽院が関わった事例として金剛峯寺孔雀明王坐像、東大寺僧形八幡神像を造立し、後には後鳥羽院逆修の造像も行っている。また遣迎院阿弥陀如来像は造立に当たって多くの結縁者を募ったが、その中核となる集団のひとつが葉室家であつたとされる^(註27)。葉室行隆と重源は造寺長官と大勸進という関係のみならず、子息(忠経妻の叔父)を重源の弟子とし、重源も行隆の人柄を称賛しており、非常に親密な間柄であつたとされる^(註28)。さらに、忠経妻の母方の家系は日野家であり、母の兄日野資実も造東大寺長官に任じられている。また、兼雅の養女は九条兼実の嫡男

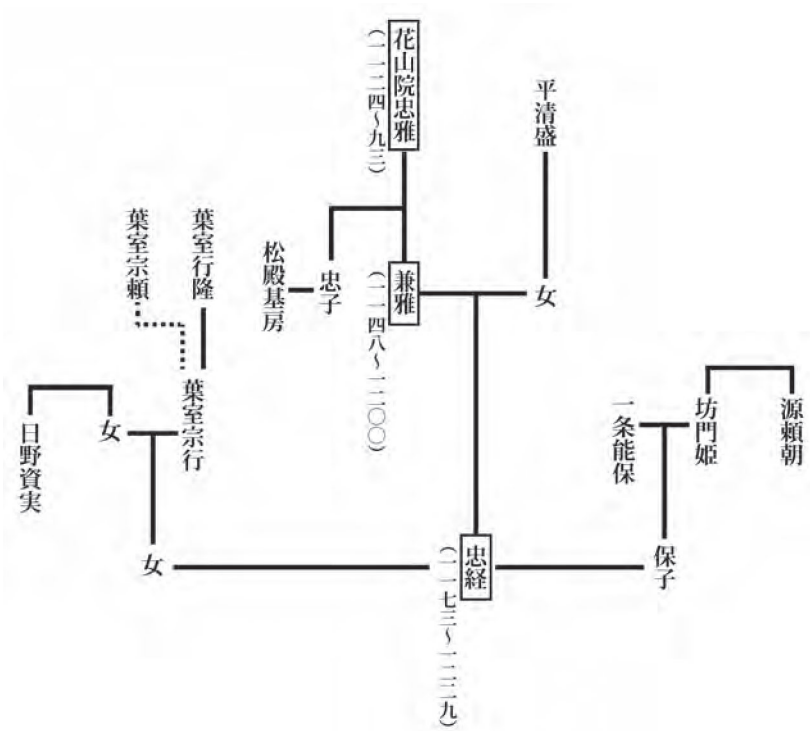


図6 花山院家系図

良通に嫁いでいる。養女であり、良通も早逝しているため、九条家との深いつながりは長くは続かなかったが、ここにも快慶と関係すると思われる人物との婚姻関係がうかがえる。

このように花山院家は、現存史料の上からは快慶と直接的には結びつかないものの、婚姻関係によって快慶と関係を有した人物と広くつながりがあることがわかる(図6)。とりわけ一族の婚姻を有効な手段として政局を乗り切ってきた家であり、自身が行った造仏において、婚姻によるつながりを介して快慶一派を採用し得る環境は整っていたと考えられる。

では、本像の造立時期に花山院家が自らの荘園に造仏を行う蓋然性はあるだろうか。兼雅は建久元年(一一九〇)に右大臣に任じられ、同九年には左大臣に昇る。翌年六月にはこれを辞し、実質的には嫡男忠経に家督を譲って正治二年(一二〇〇)に五十二歳で没する。忠経は建久四年には二十歳にして早くも参議に任じられ、同八年に権中納言、正治元年に中納言、同二年に権大納言に昇任し、春宮大夫を兼ねる。建久七年に九条兼実が失脚した後は後鳥羽天皇(院)の幕府に対する融和政策のもと大きな政変もなく、院別当にも任じられた忠経は上記のような昇進を重ねた。また、花山院家庶流である中山兼宗も建久六年には参議に任じられており、この時期の花山院家は代替わりの時期であると同時に絶頂期でもあつた。これは花山院家の清華家としての家格に加え、やはり婚姻による葉室家、日野家といった院近臣、一条能保の娘を介した幕府との親密な関係が影響しているものと思われる。

一方、この時期には近江の花山院家領の近辺では注目すべきことが起こっている。蒲生郡内には、花山院家領に近接して承徳二年(一一九七)に白河院によって祇園社に寄進された守富保が所在していたが、これが十二世紀末から十三世紀初頭に山上保、宮河保、成安保に三分割されているのである^(註29)。これは、守富保を保司祇園社大別当良円が子息たちに分与したものであつた。山上保は現竜王町山之上、宮河保は東近

江市宮川町が遺称地として残る。一方成安保の場所について小杉達氏は、現在の外原、蒲生堂そして宮井周辺と推定したが^(註30)、外原は先述のとおり市子荘内であり、市子遺称地と外原の間に位置する宮井も市子荘内であったと考えるべきである。

宮川は市子荘内と推定された宮井西隣の外原の南に接し、山之上は西に接する。このうち宮川について、鎌倉時代後期のことではあるが、前出の散位成宣奉書は市子荘内である外原井の水利をめぐる市子荘住人と周辺の葛巻、法勝寺、宮河の住人が騒乱に及んだため、領家(花山院家)を一にする市子荘、麻生荘、綺田荘は団結してこれを防がなければならぬと述べている。つまり、花山院家領市子荘と祇園社領宮河保は水争いを起こし、これをめぐって領家である花山院家から荘内の結束を指示されているのである。この花山院家領にとつての危機は下つて南北朝時代にさらに進行し、市子荘と麻生荘は祇園社領に編入されることとなる。建武三年(一三三八)には花山院家から没収された麻生荘が足利尊氏によって祇園社に寄進され、観応元年(一三五〇)には祇園社の記録中に市子荘が自領として記される^(註31)。この後も花山院家と祇園社で当地域の領有について相論がなされていることから、完全に祇園社領に編入されたわけではないものの、花山院家の領有権は大きく揺らいでいたようである。このような水争いや領地争いのような騒動が十二世紀末にもあったか否かは不明だが、本像の造立とほぼ同時期に祇園社領守富保が分割されたのは、当時の保司祇園社大別当良円が子息たちにこれを分与したからであった。当初は守富保の領有権は安定せず、保司たちはその管理に苦心していたようであるが、この頃には拡大する祇園社の力を背景に安定化を見せ、保司一族への分割によるさらなる支配強化を図っているのである(図7)。

このように、本像が造立された十二世紀末の花山院家は源平の争乱や朝廷内での権力争いを切り抜けて地位を維持する一方、蒲生郡内の自

領の隣地では十一世紀末から勢力を張ってきた祇園社がその力を増大させつつあった。また岡本武憲氏によると、花山院家領である市子荘や麻生荘も同時期に大規模な開発が行われていたとされる^(註32)。このような時期に、まさに荘内の結束や花山院家の支配力誇示のための造寺、造仏が行われた可能性も考えられるのではないだろうか。院と密接な関係があるとはいえ、一歩間違えれば凋落するという激動の時代を経て、兼雅、忠経の代替わりの時期に重要荘園^(註33)の支配を確かなものにしようとしたとも考えられる。そして、この造仏において婚姻関係によるつながりを通じて快慶が採用されたこともあながち否定できないように思われる。岡本氏は当該地域で開発が行われ、水利をめぐる争いが

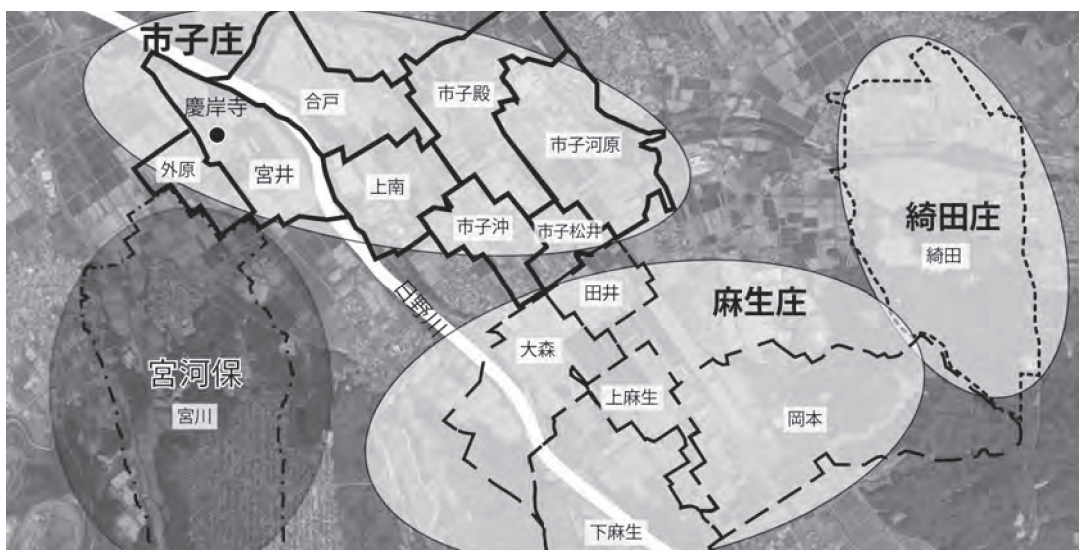


図7 慶岸寺周辺花山院家領・祇園社領

生まれたとし、その利害が一致する者が結束し寺社がその象徴となったと述べた。岡本氏はその推進の主体を莊園領主ではなく在地集団であると推定したが、本像の存在を考察に加えることで、莊園領主自身もその輪の中に含まれていることが浮かび上がってくる。なお、祇園社領であった宮川と竜王町山之上にはそれぞれ八坂神社と杉之木神社(旧称山上天王社)が所在する。社伝によると両社とも天曆元年(九四七)に忌部仲広なる人物によつて京都祇園社から勧請されたとき、現在も祭礼が合同で挙行されている。社伝における勧請時期はさて置くとしても、莊園領主がゆかりの社寺を自領に建立し、支配力や荘民の結束を強化することは花山院家領に接する祇園社領でも行われているのである。

七、結語

本像造立の契機と当地に伝来した理由を、当地の領家であった花山院家と莊園経営の側面から考察を進めた。ただ、造立の契機については、阿弥陀如来像のもつとも基本的な機能である追善の意味合いも無視はできない。甲賀市信楽町来迎寺の本尊阿弥陀三尊像は、文永六年(一二六九)に西園寺実氏の三七日供養のために法眼院快らによつて造立されたことが銘文から明らかだが、岩田茂樹氏は西園寺家ゆかりの像が来迎寺に伝来した経緯を、信楽が近衛家の莊園であり、西園寺家と近衛家の婚姻等による関係からこの地にもたらされた可能性を示された^(註34)。本像の造立時期はまさに兼雅の没年(一二〇〇年)に近い時期と考えられるが、本像の作風は同年の作である金剛峯寺孔雀明王像や翌年の耕三寺像よりやや先行するように看取される。兼雅は没する二年前に左大臣に昇任しており、少なくともこの時までには健在であった。これらのことから、本像の造立は兼雅の存命時である可能性が高く、兼雅の追善にかかわるような像ではないと考えられる。やはり、当時の花山院家領周辺地

域の活発な動きを造像の契機とみたい。そして造像の主体は、造立年代が一一九〇年代の後半とみられることから、当時の花山院家当主である兼雅がもつともふさわしいといえるだろう。

快慶作の阿弥陀如来像は松尾寺像と宝冠阿弥陀像二例以外はほとんどが三尺立像であり、ここには重源、信西一族、法然らの影響があり、また多くの人々から勧進結縁を募つて造仏を行うというこれまでになかった形式がうかがえる。また、三尺阿弥陀立像は後白河院追善仏事において多数造立され、これを契機に広がつていったことが指摘されている^(註35)。しかし、本像はその特徴である坐像という形式が、すなわちこのような新たな造像形式や追善目的の像ではないことを物語っているように思われる。花山院家という旧来から権力を握つてきた高位の貴族の所領安定化のためという、上記のような例とは全く異なる事情が想定される。彫眼であることも、造像主体の保守的な性格を物語っているように思われる。また、法量が小さいことも多数の結縁を広く募つての造像ではなく、莊園という限られた範囲での有効性を示しているとも考えられる。赤川一博氏は無位時代の快慶について、快慶個人への造像依頼は学僧のプライベートなものに限られていたと指摘したが^(註36)、本像は例外的な作に数えられる可能性がある。

また、本像を追善や結縁を伴う像ではなく、莊園支配強化のための造像と推測したが、もちろん宗教的、信仰的意義がないとは言えないだろう。これまで快慶周辺作品には像内に種子を書き連ねる例はなく、本像はこの点で異例であるが、その種子こそが本像の信仰的な側面を示していると思われる。想像をたくましくすれば、その数は莊園内の集落のような小さな集団単位の数等が考えられるのではないだろうか。種子の数がさほど多くないことと、種子を書き連ねることで複数の造像を行ったことと同義と見なされることを考え合わせ、各集落に阿弥陀像を造立したとみなして荘民の信仰を結集し、本像をその求心的存在として据えるというような構造も想定できるかもしれない。

快慶は東大寺、醍醐寺関係者、浄土信仰者の他に、皇族では後鳥羽院、幕府では中原氏、宇都宮氏等の御家人とのつながりが指摘されてきたが、高位の貴族との関係はこれまであまり注目されることはなかった。このような貴族が造仏を行うことよって荘園運営を強化していたと考えられること、そこに快慶一派が関わっていた可能性を示す例として本像は貴重である。また、地方に所在する快慶関係作品の中には造像主体の判明しないものも多い中、中世彫刻史における課題解明の一助としても、本像は有効だろう。特に、旧来からの権力層である中央貴族とそれにかかわる荘園の活発な動きが垣間見える点は重要である。

本像から得られる情報は多岐にわたり、推論を重ねる結果となったが、快慶の足跡に新たな視点を加えることができれば幸いである。

(わずみ こうすけ・滋賀県立琵琶湖文化館主任学芸員)

註

- 1 『蒲生町史』第三卷 蒲生町発行 二〇〇〇年
本像の解説は土井通弘氏による。
- 2 調査は二〇二三年六月に実施し、筆者の他古川史隆氏(滋賀県文化財保護課)、飯田充氏(東近江市歴史文化振興課)が参加した。
- 3 像高、髪際高以外の法量は左記のとおり
頂―顎一四・七／面長八・七／面幅八・一／面奥一二・〇／耳張一一・〇／胸奥(右)一三・〇(左)一三・二／腹奥一四・六／肘張二七・四／膝張三七・〇／膝奥二七・〇／膝高(右)七・三(左)七・一
- 4 観音菩薩像、勢至菩薩像台座内部棧木および框銘
- 5 于時元禄十五壬午天十二月晦日敬白
奉寄進念仏講中梵誓正伝代
寺島典人「仏像の耳と仏師―快慶・行快師弟がつくった耳」『日本美術全集7 運慶・快慶と中世寺院(鎌倉・南北朝時代I)』小学館 二〇一四年
- 6 山本勉「東京国立博物館新収の安阿弥様阿弥陀如来立像について」『MUSEUM』五六六 東京国立博物館 二〇〇〇年
- 7 『仏師快慶の研究』奈良国立博物館編 思文閣 二〇二三年
- 8 山下立「仏教彫刻における梵字表現」『神秘の文字―仏教美術に現れた梵字―』滋賀県立安土城考古博物館 二〇〇〇年
- 9 桑野梓「滋賀・西願寺の阿弥陀如来坐像について」『仏教芸術』三三二 毎日新聞社 二〇一四年
- 10 前掲註8 桑野論文
- 11 松島健「石山寺多宝塔の快慶作本尊像」『美術研究』三四一 東京国立文化財研究所 一九八八年
- 12 赤川一博「高野山金剛峯寺孔雀明王像の造像背景」『仏教芸術』二五八 毎日新聞社 二〇〇一年
- 13 『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代 造像銘記篇七 中央公論美術出版 二〇〇九年
- 14 『宮井廃寺』蒲生町教育委員会・滋賀大学考古学ゼミナール 一九八五年『近江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会 一九八九年
- 15 近隣の荘園の変遷については、主に『近江蒲生郡志』巻一(滋賀県蒲生郡役所発行、

・棧木

宮井村 慶岸寺住持

・框

于時元禄十五壬午天十二月晦日敬白

奉寄進念仏講中梵誓正伝代

5 寺島典人「仏像の耳と仏師―快慶・行快師弟がつくった耳」『日本美術全集7 運

慶・快慶と中世寺院(鎌倉・南北朝時代I)』小学館 二〇一四年

6 山本勉「東京国立博物館新収の安阿弥様阿弥陀如来立像について」『MUSEU

M』五六六 東京国立博物館 二〇〇〇年

7 『仏師快慶の研究』奈良国立博物館編 思文閣 二〇二三年

8 山下立「仏教彫刻における梵字表現」『神秘の文字―仏教美術に現れた梵字―』

滋賀県立安土城考古博物館 二〇〇〇年

桑野梓「滋賀・西願寺の阿弥陀如来坐像について」『仏教芸術』三三二 毎日新聞

社 二〇一四年

9 前掲註8 桑野論文

10 前掲註8 桑野論文

11 松島健「石山寺多宝塔の快慶作本尊像」『美術研究』三四一 東京国立文化財研究所

一九八八年

12 赤川一博「高野山金剛峯寺孔雀明王像の造像背景」『仏教芸術』二五八 毎日

新聞社 二〇〇一年

13 『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代 造像銘記篇七 中央公論美術出版 二〇

〇九年

14 『宮井廃寺』蒲生町教育委員会・滋賀大学考古学ゼミナール 一九八五年『近

江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会 一九八九年

15 近隣の荘園の変遷については、主に『近江蒲生郡志』巻一(滋賀県蒲生郡役所発行、

一九二二年）、『蒲生町史』第一卷（蒲生町発行 一九九五年）年を参照した。

15 市子荘は現在の東近江市市子殿、市子松井、市子沖、市子川原を遺称地とし、近

世にはこれに上南、合戸（旧下南、新堂）を合わせて市子荘七カ村と称された。

16 『扶桑略記』寛治七年八月二十二日、二十六日、二十七日

17 『権中納言下文』（『平安遺文』二六九五号）

吉田御庄御年貢参□以□□事、

市子御庄御年貢運上間雜事、

二个條事、召問使者□、可然様可令致沙汰給之状、如件

四月七日

権中納言（花押）

18 前掲註14『蒲生町史』第一卷

19 麻生荘は現在の東近江市岡本町、上麻生町、下麻生町、蒲生大森町、田井町の一帯に

比定されている。

20 『平安遺文』一九六三号

21 『平安遺文』二七八一号

『鎌倉遺文』二七八号

『鎌倉遺文』一九二五号

22 綺田荘は現在の東近江市綺田町を遺称地とする。

23 『散位成宣奉書』

市子本庄殿原井用水事。

葛卷、法勝寺、宮河以下六番入方衆等、背_二先例_一致_二違乱_一及_二喧嘩云々、猶

以及_二悪行狼藉_一者本庄、綺田、麻生三個御領本所御一体之上者、麻生沙汰

人、名主、百姓等、令_二同心合力_一可_二相防_一、有_二別心之輩_一者、殊可_レ有_二御沙

汰_一之旨、所_レ被_二仰下_一也、仍執達如_レ件。

七月四日

散位成宣

亀若殿

24 前掲註14『蒲生町史』第一卷

25 勝手神社蔵『岡屋大明神棟札銘写』所載の定置札之事には左記のように記される。

定置札之事

一 弓事

正月廿四日五日両日也

弓親ハ

神氏紀氏人根本ヨリ両氏人_ヲ也

彼岡屋郷之事市子之庄内

花山院本領也雖然仁和寺勝

功德院御寄進也

若王敬宮以後山門豊院中□

御年改□

以来以来

『岡屋大明神棟札銘写』は、文化八年（一八一二）に法所座伝左衛門が勝手神社の
数種の記録を書き写したものであるが、内容に不明なものが多い。定置札之事を正
和二年（一三三三）もしくは応永十六年（一四〇九）のものとする記事もあるが、これ
は他に所収される史料との混同であり正確には年不詳である。

なお、定置札之事には市子荘は花山院家を本領とするが、仁和寺勝功德院の寄進で
あるとする。勝功德院は藤原忠実の娘泰子（二〇九五〜二一五六）の菩提を弔うため
に建立された寺院である。

26 当時の花山院家の動向については、主に左記の論文を参照した。

佐古愛己「平安末期〜鎌倉中期における花山院家の周辺」『名語記』著者経尊の出自
をめぐって」『立命館文学』五八九 立命館大学人文学会 二〇〇五年

松蘭斎「治承三年のクーデターと貴族社会―花山院流と藤原基房―」『人間文化・愛知

学院大学人間文化研究所紀要』二十三 愛知学院大学人間文化研究所 二〇〇八年

27 青木淳「快慶作遣迎院阿弥陀如来像の結縁交名―像内納入品資料にみる中世信仰

者の「結衆」とその構図―」『仏教史学研究』三十八―二 一九九五年

28 上横手雅敬「東大寺復興と政治的背景」『龍谷大学論集』四五三 龍谷学会 一

九九九年

29 『祇園執行日記』社家記録 白河院項

小杉達氏は守富保の実質的な寄進者を堀川天皇とする一方、西山克氏は寄進について白河院、堀川天皇の意思は働いておらず、祇園社側の思惑であったとする。

小杉達「祇園社領「四ヶ保」の成立について」『神道史研究』十六・五・六 神道史学会 一九六八年

西山克「院政期に於ける便補保の成立(上)―祇園社四ヶ保の成立について―」『神道史研究』二十二・二 神道史学会 一九七四年

30 前掲註29 小杉論文

31 『祇園執行日記』社家記録 文和元年(一三五二)十二月二十六日条

『祇園執行日記』社家記録 観応元年(一三五〇)十一月十日条
建武三年(一三三八)の花山院家領麻生荘の没収は、南北朝の動乱期に花山院師賢が後醍醐天皇方に与したことによるものであるが、祇園社への寄進は当然祇園社から尊氏への働きかけがあったものと思われる。

32 岡本武憲「日野川中流域における条理と集落」『紀要』二 財団法人滋賀県文化財保護協会 一九八九年

33 市子荘は、十一世紀にその支配権をめぐって春日社が強訴にまで及んでいること、兼雅が年貢について直接沙汰を行っていることなどから、大きな収益がある荘園であったと予想される。また、近隣の祇園社領守富保は祇園社領四ヶ保に数えられ、長く祇園社の経済的支柱とされた。蒲生郡中央部の豊かな生産力を物語っている。

34 岩田茂樹「信楽・来迎寺の院快・院静・院禅作木造阿弥陀三尊像について」『MUS EUM』六四〇 東京国立博物館 二〇一二年

35 山口隆介「快慶の生涯と「如法」の仏像」『快慶 日本人を魅了した仏の形』奈良国立博物館 二〇一七年

36 前掲註11 赤川論文

付記

本像の調査、撮影にあたり慶岸寺当局に多大なるご高配を賜りました。また、本稿への本像の写真掲載についても快くご承諾をいただきました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

なお、慶岸寺住職奥村照真氏の御母堂には調査の当初から大変お世話になり、本稿を執筆することを伝えてはいたものの、昨年十月に逝去されました。この場を借りて、改めてご厚恩に対して深甚の謝意を表します。

図版出典

口絵1〜5、図1〜3、7 筆者撮影

図4、6 『仏師快慶の研究』 思文閣 二〇二三年

図5 『観音のみてら 石山寺』 奈良国立博物館 二〇〇二年



口絵 1 阿弥陀如来坐像（東近江市・慶岸寺蔵）



口絵3 同・右側面



口絵2 同・左側面



口絵5 同・背面



口絵4 同・左斜側面

滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第四十二号

発行 令和八年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 株式会社モリワキ印刷